

【表紙】**【提出書類】** 有価証券報告書**【提出先】** 関東財務局長**【提出日】** 平成21年12月18日提出**【計算期間】** 第1期（自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日）**【ファンド名】** ひふみ投信**【発行者名】** レオス・キャピタルワークス株式会社**【代表者の役職氏名】** 代表取締役 岩田 次郎**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号**【事務連絡者氏名】** 木村 幸恵**【連絡場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号**【電話番号】** 03-6266-0124**【縦覧に供する場所】** 該当事項は、ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

「ひふみ投信」の目的

「ひふみ投信」は、受益者の長期的な資産形成に貢献するために、円貨での信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、国内外の株式に投資することにより、積極運用を行ないます。

信託金の限度額

1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

基本的性格

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する方針」に基づく、「ひふみ投信」の商品分類および属性区分は以下の通りです。

○商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券 不動産投信 その他資産
追加型投信		
	内外	資産複合

（注）「ひふみ投信」が該当する商品分類を網掛け表示しています。

単位型投信・追加型投信の区分・・・「追加型投信」

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域による区分・・・「内外」

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産による区分・・・「株式」

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式		グローバル	
一般	年1回	(日本を含む)	
大型株		日本	
中小型株	年2回	北米	
債券		欧州	あり
一般	年4回	アジア	(適時ヘッジ)

公債		オセアニア	
社債	年6回（隔月）	中南米	
その他債券		アフリカ	
クレジット属性	年12回（毎月）	中近東（中東）	なし
不動産投信		エマージング	
その他資産	日々		
資産複合			
資産配分固定型	その他		
資産配分変更型			

（注）「ひふみ投信」が該当する属性区分を網掛け表示しています。

投資対象資産による属性区分・・・「株式 一般」

大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

決算頻度による属性区分・・・「年1回」

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域による属性区分・・・「グローバル（日本を含む）」

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が（日本を含む）世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジによる属性区分・・・「あり（適時ヘッジ）」

目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替ヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

「ひふみ投信」の特色

運用にあたっては、国内外の長期的な経済循環を勘案して、適切な国内外の株式市場を選び、そのなかで、長期的な企業の将来価値に対して、その時点での市場価値が割安であると考えられる銘柄を選別し、長期的に分散投資します。

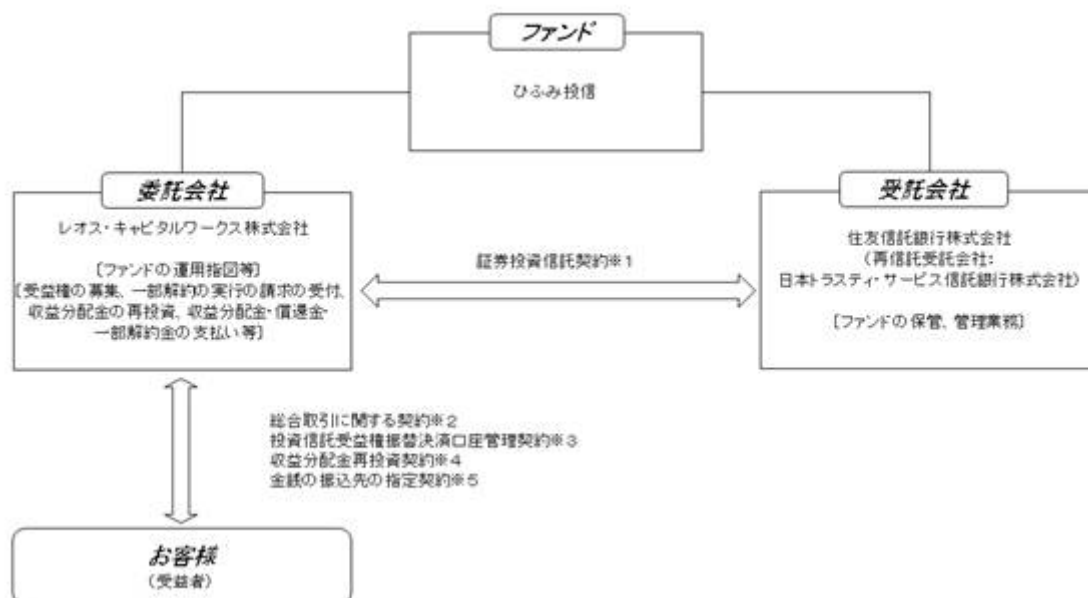
株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が一時的にできない場合があります。

「ひふみ投信」は分配金再投資専用です。

（２）【ファンドの仕組み】

「ひふみ投信」の仕組み



- 1 「証券投資信託契約」とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めなどの内容が含まれています。
- 2 「総合取引に関する契約」とは、お客様と受益権を自ら募集する委託会社が取引を行なう上でサービス等の内容や権利義務関係に関する事項を明確にしたものです。
- 3 「投資信託受益権振替決済口座管理契約」とは、社振法に基づき口座管理機関である受益権を自ら募集する委託会社とお客様の権利義務関係に関する事項を明確にしたものです。
- 4 「収益分配金再投資契約」とは、お客様と受益権を自ら募集する委託会社が「ひふみ投信」の分配金再投資に関するルールなどを定めたものです。
- 5 「金銭の振込先の指定契約」とは、お客様が一部解約金、償還金等をお受取りになる口座を指定する、お客様と受益権を自ら募集する委託会社との契約をいいます。

「ひふみ投信」の関係法人と関係業務

委託会社：レオス・キャピタルワークス株式会社

信託約款、有価証券届出書および有価証券報告書の作成、信託財産運用指図、目論見書および運用報告書の作成等の業務ならびに受益権の募集、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い、運用報告書の受益者への交付等の業務を行ないます。

委託会社が、自己の発行した「ひふみ投信」の受益権を自らが募集するため、レオス・キャピタルワークス株式会社は、販売会社の機能も有しております。

受託会社：住友信託銀行株式会社

信託財産の保管、管理、信託財産の計算、設定された受益権の振替機関への通知、外国証券を保管管理する外国の保管銀行への指示連絡等の業務を行ないます。

受託会社から「ひふみ投信」の資産管理業務の委託を受けた再信託受託会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行です。

委託会社の概況

・名称

レオス・キャピタルワークス株式会社

・本店の所在の場所

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

1. 資本金の額

平成21年10月31日現在、100,000千円

2. 会社の沿革

平成15年(2003年)4月16日 レオス株式会社として設立

平成15年(2003年)8月19日 投資顧問業登録（関東財務局長第1159号）

平成15年(2003年)9月1日 レオス・キャピタルワークス株式会社に商号を変更

平成19年(2007年)9月26日 投資信託委託業認可取得（内閣総理大臣第80号）

平成19年(2007年)9月30日 金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第1151号

平成21年(2009年)2月5日 株式会社ISホールディングスに第三者割当増資を実施

3. 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	比率
株式会社ISホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号	1,910株	97.8%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

基本方針

この投資信託は、受益者の長期的な資産形成に貢献するために、円貨での信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、国内外の株式に投資することにより積極運用を行ないます。

投資態度

- （ ）国内外の長期的な経済循環や経済構造の変化、経済の発展段階等を総合的に勘案して、適切な国内外の株式市場を選びます。
- （ ）選ばれた国内外の株式市場のなかで、長期的な産業のトレンドを勘案しつつ、定性・定量の両方面から徹底的な調査・分析を行ない、業種や企業規模にとらわれることなく、長期的な将来価値に対してその時点での市場価値が割安と考えられる銘柄に長期的に選別投資します。
- （ ）長期的なリスクとリターンを考慮して、銘柄数・組入比率等を決定し、分散投資することにより、信託財産の成長を目指します。
- （ ）株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- （ ）「ひふみ投信」の運用にあたっては、短期的な成績向上を狙うような投資は行ないません。したがって、運用成果について目標とするベンチマークは設定しません。

（2）【投資対象】

国内外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類(約款第14条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20

条、第21条および第22条に定めるものに限りです。)

八．約束手形

二．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

運用の指図範囲等(約款第15条第1項)

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号に定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号に定めるものをいい、有価証券に係るものに限りです。）
- 17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19．指定金銭信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りです。）
- 20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものおよび第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号（投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第15条第2項)

委託会社は、信託金を に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

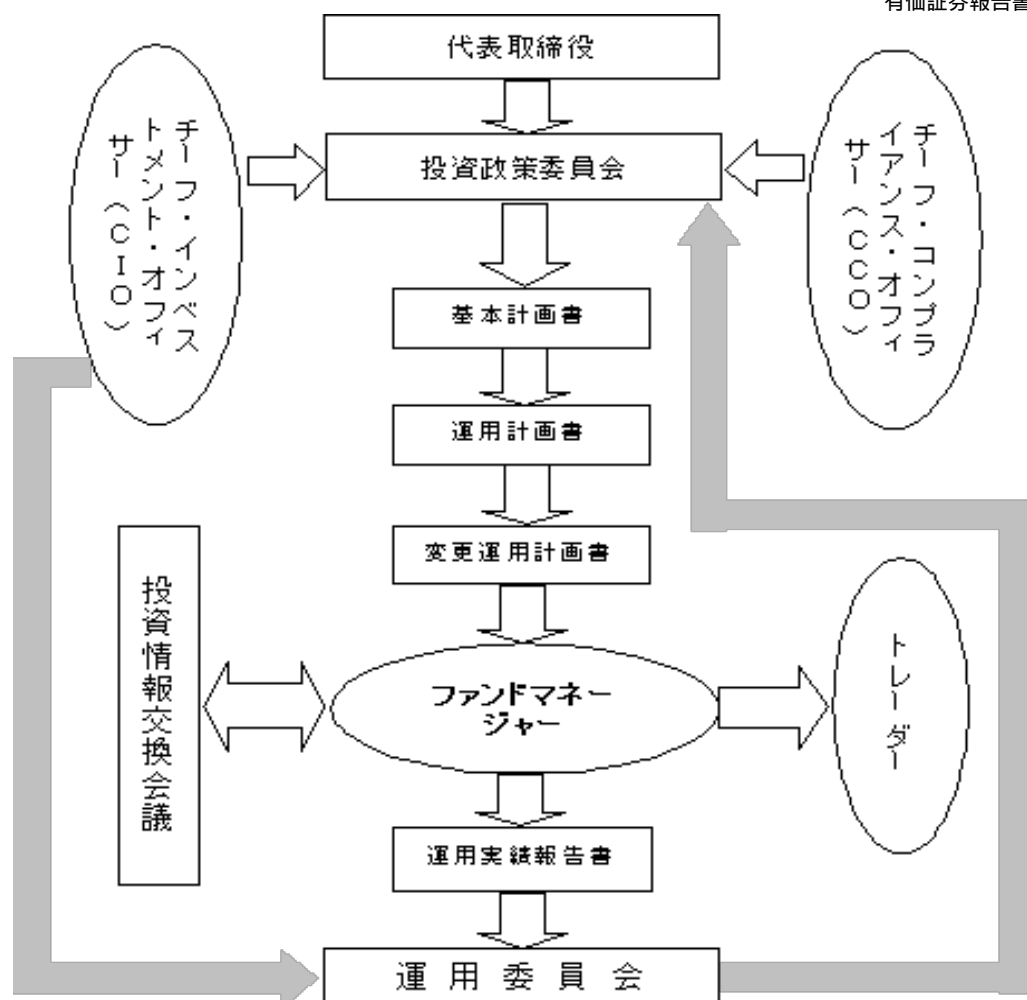
その他の留意事項

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認める場合は、委託会社は、信託金を前記 に掲げる金融商品により運用することの指図がでます。

（3）【運用体制】

「ひふみ投信」の運用体制は、次のとおりです。

「ひふみ投信」の運用執行は、ファンドマネージャーが策定し、投資政策委員会において審議・決定された「運用計画書」にしたがい、ファンドマネージャーが行ないます。また、法令、信託約款および社内規程等の遵守状況については、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（ＣＣＯ）およびコンプライアンス部長が、投資政策委員会においてチェックを行なっています。



< 代表取締役 >

- ・投資政策委員会の委員長として、「基本計画書」、「運用計画書」、分配政策等を決定します。

< チーフ・インベストメント・オフィサー（CIO） >

- ・運用委員会の委員長となり、主として、「ひふみ投信」運用にかかわる組織運営、ファンドマネージャーの任命・変更および運用状況の把握等を行ないます。

< 投資政策委員会 >

- ・代表取締役、取締役、チーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）、運用部長、コンプライアンス部長、管理部長、マーケティング部長等がメンバーとなり、原則として、毎月1回会議を開催します。
- ・「基本計画書」、投資環境の分析、市場動向の見通し等をふまえて原則として毎月作成する「運用計画書」等を審議・決定するほか、運用実績や運用リスクの調査分析を行ないます。
- ・コンプライアンスの観点から計画書の検証も行なわれます。

< ファンドマネージャー >

- ・「基本計画書」、「運用計画書」を策定し、投資政策委員会へ提出します。
- ・投資政策委員会において決定された「基本計画書」、「運用計画書」にしたがって運用を行ない、運用実績について「運用実績報告書」を作成し、運用委員会に提出します。

< 運用委員会 >

- ・チーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）、運用部長、ファンドマネージャーがメンバーになり、原則として、毎週会議を開催します。
- ・ファンドマネージャーが作成した「運用実績報告書」に基づき、運用状況をチェックします。
- ・ファンドの運用実績および運用リスクの調査・分析等ならびに投資助言業務に係る助言方針と助言状

況等をチェックします。

<投資情報交換会議>

- ・チーフ・インベストメント・オフィサー（ＣＩＯ）、運用部長、ファンドマネージャー、運用部員等がメンバーとなり、原則として、週１回以上会議を開催します。
- ・信託財産の運用にかかわるあらゆる事項（社会・経済、政治、企業、海外動向等）について討議し、情報を交換します。ファンドマネージャーは、その討議内容を参考にして運用します。

<チーフ・コンプライアンス・オフィサー（ＣＣＯ）>

- ・コンプライアンス面から、当社の運用業務およびコンプライアンス部の統括を行ないます。
- ・コンプライアンス部長とともに投資政策委員会に出席し、審議内容についてチェックします。
- ・コンプライアンス部の報告等に基づき、必要に応じて運用にかかわる業務改善を指示・命令します。

<トレーダー>

- ・トレーダーは、ファンドマネージャーからファンドに係る有価証券等の売買等の依頼を受け、取引を実行します。
- ・トレーダーには、法令諸規則に則り、コンプライアンスに配慮して、発注業務等を行なうことが社内規程で義務付けられています。

当社では、信託財産の適正な運用の確保および受益者との利益相反の防止等を目的として、各種社内諸規程を設けております。

「ひふみ投信」の運用体制等は、平成21年10月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

１．収益分配方針

年１回の毎決算時に、原則として、次の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。

収益の分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

２．収益の分配方式

配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費（監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金をお客様（受益者）に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費（監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、お客様（受益者）に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

３．収益分配金の支払い

「ひふみ投信」の決算日

毎年9月30日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

分配金の支払い

「ひふみ投信」は、分配金再投資専用です。収益分配金は、税金を控除した金額を「ひふみ投信」の受益権の取得お申込金として受け入れさせていただき、お客様（受益者）ごとに、「受益権を自ら募集する委託会社」が当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得のお申込みに応じたものとします。

収益分配金の再投資は、無手数料です。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客様（受益者）（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権では取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得お申込者とします。）に支払われ、税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

１．信託約款に定める投資制限

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式（新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資する株式等の範囲(約款第18条)

()委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、約款第17条の運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第19条)

()委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

()上記()の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の売付けに係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行なうこととします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第20条)

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場（以下「外国の取引所」といいます。）におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第21条)

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- () 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（約款第22条）

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことを指図することができます。
- () 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- () 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- () 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- () 「金利先渡取引は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係

る国内または海外において代表的な利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- () 「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭、またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

有価証券の貸付けの指図および範囲（約款第23条）

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- () 上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の空売りの指図（約款第24条）

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券（信託財産により借入れた有価証券を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- () 上記()の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、上記()の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

有価証券の借入れの指図（約款第25条）

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供

の指図を行なうものとします。

() 上記()の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

() 信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

() 上記()の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第26条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲（約款第27条）

() 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

() 上記()の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

() 委託会社は、上記()の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ(約款第33条)

() 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用を行なわないものとします。

() 上記()の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内とします。

2．借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

() 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金の入金日もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

() 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

() 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

2．法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

() 委託会社が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

() 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

デリバティブ取引の取引制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業者等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行ない、又は継続することを内容とした運用を行なわないものとします。

3【投資リスク】

「ひふみ投信」は、国内外の株式などの値動きのある証券等に投資するため、その基準価額は変動します。

したがって、お客様（受益者）の投資元本は保証されるものではなく、これを割り込むことがあります。委託会社の運用により生じるこうした基準価額の変動による損益は、すべてお客様（受益者）に帰属します。

お客様には、「ひふみ投信」の内容・リスクを十分にご理解のうえ、ご投資の判断をしていただくよう、よろしくお願い申し上げます。なお、下記リスクはすべてのリスクを網羅しているわけではありませんので、ご注意ください。

「ひふみ投信」が有する主なリスクは、次のとおりです。

[株価変動リスク]

「ひふみ投信」は、国内外の株式を組み入れるため、株価変動の影響を大きく受けます。一般に株式の価格は、個々の企業の活動や業績、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動するため、株式の価格が下落した場合には基準価額は下落し、投資元本を割り込むことがあります。

[流動性リスク]

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引が行なえない、または取引が不可能となる場合が生じることを流動性リスクといいます。この流動性リスクの存在により、組入銘柄を期待する価格で売却あるいは取得できない可能性があり、この場合、不測の損失を被るリスクがあります。

[信用リスク]

有価証券等の発行者や有価証券の貸付け等における取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想される場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となることを信用リスクといいます。投資した企業等にこのような重大な危機が生じた場合には、大きな損失が生じるリスクがあります。

[為替変動リスクおよびカントリーリスク]

外貨建資産を組み入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失を生ずることがあります。また、当該国・地域の政治・経済情勢や株式を発行している企業の業績、市場の需給等、さまざまな要因を反映して、「ひふみ投信」の基準価額が大きく変動するリスクがあります。

[「ひふみ投信」資産の流出によるリスク]

一時に多額の解約があった場合には、資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならな

いことがあります。その際に当該売却注文が市場価格に影響を与えること等により、「ひふみ投信」の基準価額が低下し、損失を被るリスクがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

市場の急変時等には、前記の投資方針にしたがった運用ができない場合があります。

コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

換金性が制限される場合があります。詳しくは「6 手続等の概要 (2)換金（解約）手続等」をご覧ください。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

「ひふみ投信」は、株式などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。

したがって、元金が保証されているものではありません。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連委員会・関連部門

パフォーマンスの考査

運用委員会は、ファンドマネージャーが作成した運用実績報告にもとづき、ファンドの運用状況をチェックするとともに、運用実績および運用助言状況および運用リスクの調査・分析等を行ないます。

運用部門から独立した管理部が、ファンドのパフォーマンス状況を投資政策委員会に報告します。投資政策委員会は、管理部からの報告を受けて、ファンドのパフォーマンスに関する考査(分析、評価)を行ない、運用部門にフィードバックします。

運用リスクの管理

管理部は、信託財産の市場リスクや信用リスクのモニタリングや投資制限等に係る管理を行ないます。重要な問題を発見した場合、管理部は、定められた部室長に対して報告を行ないます。

管理部は、信託財産の運用リスク等の管理状況を適宜投資政策委員会に報告します。投資政策委員会は、運用リスクの調査・分析を行ない、運用部門その他関連部署へフィードバックすることにより、適切な管理を行ないます。

<投資政策委員会>

- ・代表取締役、取締役、チーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）、運用部長、コンプライアンス部長、管理部長、マーケティング部長等がメンバーとなり、原則として、毎月1回会議を開催します。
- ・「基本計画書」、投資環境の分析、市場動向の見通し等をふまえて、原則として、毎月作成する「運用計画書」等を審議・決定するほか、運用実績や運用リスクの調査分析を行ないます。
- ・コンプライアンスの観点から、計画書の検証も行なわれます。

<運用委員会>

- ・チーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）、運用部長、ファンドマネージャーがメンバーとなり、原則として、毎週会議を開催します。
- ・ファンドマネージャーが作成した「運用実績報告書」に基づき、運用状況をチェックします。

・ファンドの運用実績および運用リスクの調査・分析等ならびに投資助言業務に係る助言方針と助言状況等をチェックします。

< 管理部 >

運用部門から独立した管理部が、ファンドのパフォーマンス状況のモニタリングに加え、信託財産の市場リスクや信用リスクに係る状況のモニタリングや投資制限等に係る管理を行ないます。投資制限への抵触に関する事項について、管理部は、コンプライアンス部長および運用部長に報告します。

管理部は、運用リスク等の管理状況を適宜、投資政策委員会に報告します。

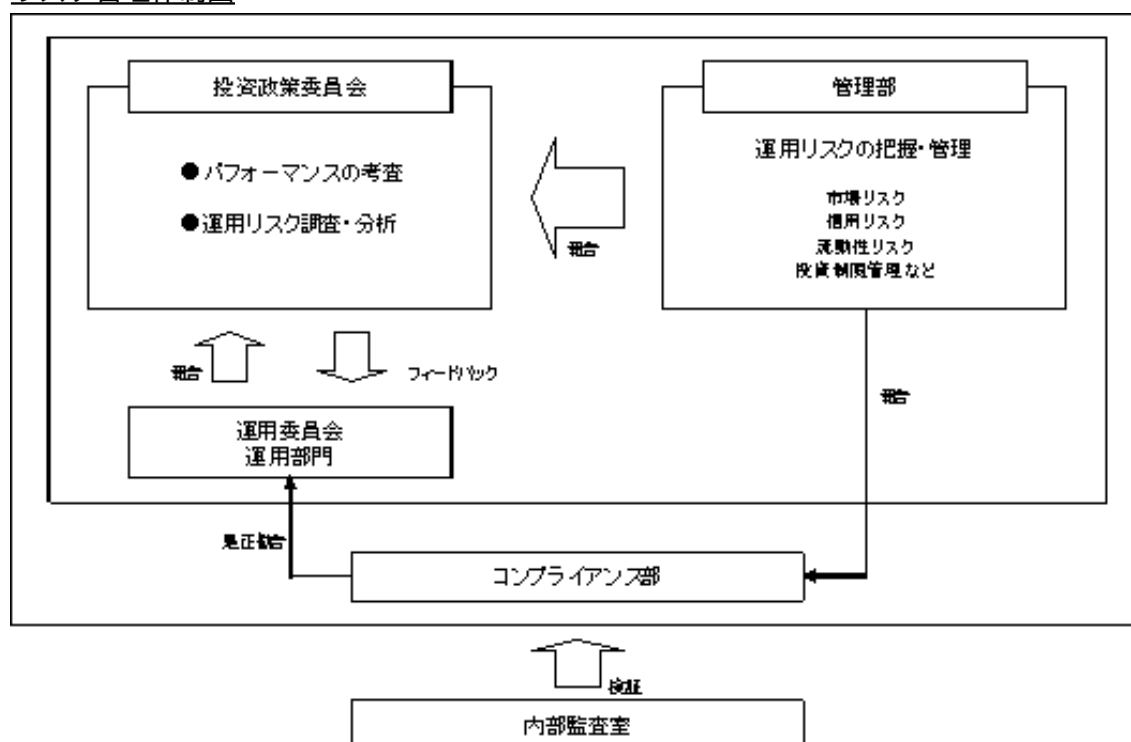
< コンプライアンス部 >

コンプライアンス部は、信託財産の運用に係る法令および諸規則の遵守状況ならびに運用業務等の適正な執行の管理を行ないます。管理部から報告を受けた投資制限への抵触に関する事項について、抵触の可能性が高まったと判断した場合には、コンプライアンス部長は、運用部長に対して意見を求め、または是正を要求します。是正の要求を行なった場合には、是正の効果をモニタリング・監視し、結果を投資制作委員会に報告します。

< 内部監査室 >

内部監査室は、内部監査の立案およびその実施を通じて、リスク管理体制を含む内部管理態勢の適切性ならびに有効性を検証し、内部管理態勢等の評価および問題点の改善方法の提言等を代表取締役および取締役会等に行ないます。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は、平成21年10月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、「ひふみ投信」の計算期間を通じて毎日、その純資産総額に年1.029%（税抜年0.980%）の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、次のとおりとします。

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社		受託会社
	運用会社としての機能分	販売会社としての機能分	
1.0290% (0.9800%)	0.4725% (0.4500%)	0.4725% (0.4500%)	0.0840% (0.0800%)

下段（ ）内は税抜です。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合にはその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

資産形成応援団（信託報酬一部還元方式）

「資産形成応援団（信託報酬一部還元方式）」とは、お客様の「ためてふやす」目標を応援させていただこうと、5年以上保有していただいている受益権（以下「長期保有受益権」といいます。）に係る信託報酬の一部を当社が還元することにより、信託報酬を実質的に割引くというものです。

「ひふみ投信」の信託財産からは、上記の信託報酬をいったん受け取らせていただきますが、長期保有受益権をお持ちのお客様の口座に、当社の自己資金から所定の応援金（還元金）を入金し、「ひふみ投信」の受益権の買付資金に充当させていただきます（原則として、現金のまま、お渡しすることはありません。）。お客様の保有受益権口数は自動的に増加することになります。

「資産形成応援団（信託報酬一部還元方式）」の仕組みは、次のとおりです。

1．応援の条件等

買付けから、5年以上継続的に保有されている受益権口数に対して、当該口数に係る資産残高（信託報酬を算出するのと同じ資産残高をいいます。以下同じ。）の年率0.2%、および10年以上継続的に保有されている口数に対して、当該口数に係る資産残高の年率0.4%（以下、前者を含めて「応援率（一部還元率）」といいます。）に相当する応援金によって、次の計算式に基づく買付けを行ないます。

2．応援の実務

イ．権利確定日

買付受渡日（複数の買付けがある場合には、それぞれの買付受渡日）の5年後の応答日および10年後の応答日（以下「権利確定日」といいます。）とします。

たとえば、平成22年（2010年）1月20日が買付受渡日（1月18日に「受益権を自ら募集する委託会社」の指定する銀行口座へお振込みいただいた場合、1月19日の基準価額が適用されます。）であった場合、5年後の権利確定日は平成27年（2015年）1月20日、10年後の権利確定日は平成32年（2020年）1月20日となります。なお、うるう日（2月29日）が買付受渡日となったお客様は、5年後10年後の3月1日が権利確定日となります。

ロ．応援金の計算

権利確定日以降、日々次の算式による計算を行ないます。

1日当り応援金 = 前日の権利口数 × 前日の1万口当り基準価額 ÷ 10,000 × 応援率（一部還元率） ÷ 365日（うるう年 1は366日）（小数点第6位切捨て）

日々計算された応援金は、次の八にしたがい、お客様の口座に入金され、受益権の買付けに充当されます。

- 1 うるう年とは、「ひふみ投信」の決算日である9月30日（休日の場合には翌営業日）の翌営業日から翌年の決算日までの間にうるう日を含む1年をいいます（信託報酬を算出する場合のうるう年と同じとなります。）。「ひふみ投信」における最初のうるう年は、平成23年（2011）年10月1日から平成24年（2012年）10月1日となります（第4決算期）。

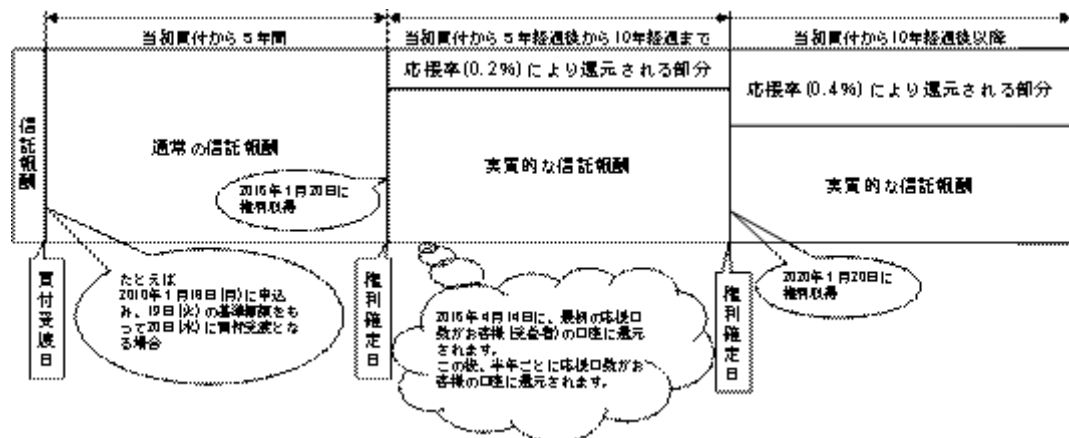
八．応援金による買付時期

毎年4月5日および10月5日（ともに休業日の場合には翌営業日）から数えて6営業日後を受渡日として年2回、受益権の買付けが行なわれます。

平成21年12月20日から平成22年4月7日までに「受益権を自ら募集する委託会社」の銀行口座にお振込みいただいたお客様（受益者）の場合、最初の応援金による買付受渡日は、平成27年（2015年）4月14日です。

具体的には、権利確定日から平成27年（2015年）4月9日までの日々計算された応援金の合計金額について、4月13日の基準価額を適用して応援口数（応援金により買い付ける受益権口数）を算出し、4月14日にお客様の口座に還元させていただきます（なお、還元する際の口数については、小数点以下を切り捨てることとさせていただきます。）。

「資産形成応援団（信託報酬一部還元方式）」のイメージ図



3．応援口数の取扱いについて

新規にお買付けいただいた場合と同様の取扱いとさせていただきます。すなわち、「資産形成応援団（信託報酬一部還元方式）」の適用は、5年経過後となります。

4．一部解約時の対応

複数回にわたり「ひふみ投信」をご購入いただいているお客様（受益者）が、一部解約をされる場合には、買付約定日が新しい受益権からの解約となります（後入先出法）。

5．全部解約時の対応

長期保有受益権をお持ちのお客様が全部解約をされる場合には、例外的に、解約申込日前日までの応援金を、解約代金とともに支払いたします。

6．応援金に係る税金等

応援金は雑所得となり、課税の対象となります。お客様それぞれのご事情に応じて、ご処理いただく必要

がありますので、ご注意ください。

（詳しくは、「(5) 課税上の取扱い」「資産形成応援団（信託報酬一部還元方式）に係る課税」をご覧ください。）

「資産形成応援団（信託報酬一部還元方式）に関する用語解説

用語	解説
資産形成応援団 （信託報酬一部還元方式）	5年以上保有いただいている受益権に係る信託報酬を実質的に割り引く制度をいいます。
長期保有受益権	5年以上保有していただいている受益権をいいます。
権利確定日	買付受渡日（複数の買付けがある場合には、それぞれの買付受渡日）の5年後の応答日および10年後の応答日をいいます。
権利口数	「資産形成応援団（信託報酬一部還元方式）」の適用を受けられる受益権口数をいいます。
応援率 （一部還元率）	5年以上保有の場合の年率0.2%、および10年以上保有の場合の年率0.4%のことをいいます。
応援金	権利口数に係る資産残高に応援率を乗じて算出される金額をいいます。
応援口数	応援金により買い付けた受益権口数をいいます。
買付約定日	「受益権を自ら募集する委託会社」の銀行口座にお振込みいただいた翌営業日。基準価額適用日ともいいます。
買付受渡日	お客様の口座において口数が増加する日をいいます。買付約定日（＝基準価額適用日）の翌営業日をいいます。

（４）【その他の手数料等】

「ひふみ投信」において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合の当該借入金の利息、租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は、「ひふみ投信」から支払われます。なお、これらの費用は、原則として発生の日、に「ひふみ投信」が実額を負担するため、予めその金額や上限額、計算方法を具体的に記載することはできません。

「ひふみ投信」に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて、毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.00525%（税抜0.005%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに「ひふみ投信」から支払われます。

ご不明の場合には、次の照会先までお問い合わせください。

照会先	レオス・キャピタルワークス株式会社 コミュニケーション・センター 03 - 6266 - 0123 営業日の9時～17時 ホームページアドレス http://www.rheos.jp/
-----	--

（５）【課税上の取扱い】

個人のお客様（受益者）に対する課税

・「ひふみ投信」の収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得とみなして課税が行なわれます。平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、確定申告不要となります。特別分配金には課税されません。

なお、確定申告を行ない総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損との損益通算を行なうことができます。

・「ひふみ投信」の一部解約時および償還時の差益については、譲渡所得とみなして課税が行なわれます。譲渡益に対して平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用され、原則として確定申告が必要になります。

・「ひふみ投信」の一部解約時および償還時の差損益については、確定申告により、他の上場株式等にかかる譲渡損益や配当金・収益分配金との損益通算が可能になります。

[源泉徴収を選択する特定口座でのお取引について]

・「ひふみ投信」の一部解約時および償還時の譲渡所得に対する所得税・地方税については、源泉徴収が行なわれるため確定申告は不要となります。

・平成22年1月1日より「ひふみ投信」の収益分配金を特定口座に受け入れて、同年に発生した「ひふみ投信」の譲渡損失と通算を行なうことができます（確定申告不要）。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

他社取引との損益通算や確定申告など、実際の税務上の質問および取扱方法等は、最寄の税務署あるいは専門の税理士にご相談ください。

法人のお客様（受益者）に対する課税

・「ひふみ投信」の収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得とみなして課税が行なわれます。平成23年12月31日までは7%（所得税7%のみ）の軽減税率、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%のみ）の税率による源泉徴収となります。特別分配金には、課税されません。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

実際の税務上のご質問および取扱方法等は、最寄の税務署あるいは専門の税理士にご相談ください。

注１ 個別元本について

お客様ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は、含まれません。）がそのお客様の元本（個別元本）にあたります。

お客様が「ひふみ投信」の受益権を複数回取得した場合、個別元本は、そのお客様が追加信託を行なうつど、そのお客様の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

お客様が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後のそのお客様の個別元本となります。

注２ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金（お客様ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）」の区分があります。

お客様が収益分配金を受け取る際

- イ 当該収益分配金落ち後の基準価額がそのお客様の個別元本と同額の場合またはそのお客様の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり
- ロ 当該収益分配金落ち後の基準価額がそのお客様の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

資産形成応援団（信託報酬一部還元方式）に係る課税

資産形成応援団（信託報酬一部還元方式）によるお客様への応援金（還元金）は、雑所得となります。雑所得は、他の所得と合算し、1年間の総所得を求め、確定申告によって最終的に納める税金を計算します。ただし、年間の給与収入額が2,000万円以下の給与所得者で、かつ給与所得および退職所得以外の所得（雑所得など）の合計額が20万円以下であるお客様の場合には、確定申告をする必要がありません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下の運用状況は、平成21年10月30日現在です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	271,087,000	61.53
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		169,492,986	38.47
合計（純資産総額）		440,579,986	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 評価額上位30銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	株数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	日本	株式	総合メディカル	小売業	8,600	2,355.00	20,253,000	2,390.00	20,554,000	4.67
2	日本	株式	タビオ	卸売業	22,800	895.00	20,406,000	824.00	18,787,200	4.26
3	日本	株式	アスクル	小売業	9,800	1,950.00	19,110,000	1,790.00	17,542,000	3.98
4	日本	株式	ニトリ	小売業	2,000	7,650.00	15,300,000	7,340.00	14,680,000	3.33
5	日本	株式	ツムラ	医薬品	4,700	3,240.00	15,228,000	3,120.00	14,664,000	3.33
6	日本	株式	ワタミ	小売業	7,900	1,888.00	14,915,200	1,783.00	14,085,700	3.20
7	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	900	11,360.00	10,224,000	15,120.00	13,608,000	3.09
8	日本	株式	エス・エム・エス	サービス業	66	199,919.68	13,194,699	204,600.00	13,503,600	3.06

9	日本	株式	ジェイアイエス	小売業	66,000	159.25	10,510,528	201.00	13,266,000	3.01
10	日本	株式	日本電産	電気機器	1,600	7,497.94	11,996,718	7,830.00	12,528,000	2.84
11	日本	株式	スタジオアリス	サービス業	13,200	949.00	12,526,800	926.00	12,223,200	2.77
12	日本	株式	サイバーエージェント	サービス業	100	118,302.05	11,830,205	119,200.00	11,920,000	2.71
13	日本	株式	ゼンショー	小売業	18,100	623.00	11,276,300	633.00	11,457,300	2.60
14	日本	株式	第一三共	医薬品	6,100	1,853.00	11,303,300	1,788.00	10,906,800	2.48
15	日本	株式	ソネット・エムスリー	サービス業	33	315,000.00	10,395,000	312,000.00	10,296,000	2.34
16	日本	株式	サイゼリヤ	小売業	5,300	1,638.00	8,681,400	1,747.00	9,259,100	2.10
17	日本	株式	スタートトゥデイ	小売業	50	179,562.80	8,978,140	180,900.00	9,045,000	2.05
18	日本	株式	ネクスト	サービス業	61	122,432.73	7,468,397	119,300.00	7,277,300	1.65
19	日本	株式	ヤマダ電機	小売業	1,020	6,080.00	6,201,600	5,590.00	5,701,800	1.29
20	日本	株式	カルチュア・コンビニエンス・クラブ	サービス業	9,900	584.00	5,781,600	559.00	5,534,100	1.26
21	日本	株式	井上金属工業	機械	11,000	450.00	4,950,000	441.00	4,851,000	1.10
22	日本	株式	大幸薬品	医薬品	1,200	3,811.57	4,573,889	3,640.00	4,368,000	0.99
23	日本	株式	日本風力開発	卸売業	12	370,943.41	4,451,321	359,000.00	4,308,000	0.98

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	株数	帳簿価額		評価額		投資比 率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
24	日本	株式	リロ・ホールディング	不動産業	2,300	1,344.22	3,091,726	1,409.00	3,240,700	0.74
25	日本	株式	ワークスアプリケーションズ	情報・通信業	50	61,600.00	3,080,000	54,000.00	2,700,000	0.61
26	日本	株式	エイチ・アイ・エス	サービス業	900	1,852.00	1,666,800	1,956.00	1,760,400	0.40
27	日本	株式	ヒラノテクシード	機械	1,000	1,091.00	1,091,000	1,102.00	1,102,000	0.25
28	日本	株式	アコーディア・ゴルフ	サービス業	11	84,800.00	932,800	84,800.00	932,800	0.21
29	日本	株式	ビジョン	その他製品	200	3,570.00	714,000	3,520.00	704,000	0.16
30	日本	株式	ゴールドクレスト	不動産業	100	2,715.00	271,500	2,810.00	281,000	0.06

b. 全銘柄の種類別および業種別投資比率

種類		業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.00
		鉱業	0.00
		建設業	0.00
		食料品	0.00
		繊維製品	0.00
		パルプ・紙	0.00
		化学	0.00
		医薬品	6.80
		石油・石炭製品	0.00
		ゴム製品	0.00
		ガラス・土石製品	0.00
		鉄鋼	0.00
		非鉄金属	0.00
		金属製品	0.00
		機械	1.35
		電気機器	2.84
		輸送用機器	0.00
		精密機器	0.00
		その他製品	0.16
		電気・ガス業	0.00
株式	国内	陸運業	0.00
		海運業	0.00
		空運業	0.00

種類		業種	投資比率（％）
		倉庫・運輸関連業	0.00
		情報・通信業	0.61
		卸売業	5.24
		小売業	29.33
		銀行業	0.00
		証券、商品先物取引業	0.00
		保険業	0.00
		その他金融業	0.00
		不動産業	0.80
		サービス業	14.40
合 計		61.53	

【投資不動産物件】

該当事項は、ありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項は、ありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年10月末日及び同日１年以内における各月末ならびに決算期末の純資産の推移は以下の通りです。

年月日	純資産総額（円）		１口当り純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第１期計算期間末 （平成21年９月30日）	433,429,956	433,429,956	1.2048	1.2048
平成20年10月末日	188,885,350	—	1.0070	—
11月末日	217,463,864	—	1.0427	—
12月末日	249,288,429	—	1.0858	—
平成21年１月末日	247,482,467	—	1.0328	—
２月末日	240,272,885	—	0.9635	—
３月末日	256,908,651	—	0.9795	—
４月末日	273,508,608	—	1.0070	—
５月末日	298,430,676	—	1.0700	—
６月末日	324,571,809	—	1.1369	—
７月末日	349,775,082	—	1.1778	—
８月末日	425,342,413	—	1.2020	—
９月末日	433,429,956	—	1.2048	—
10月末日	440,579,986	—	1.2158	—

【分配の推移】

期間		分配金（円） （１口当り）
第1期決算期間	（平成20年10月１日～平成21年９月30日）	0.0000

【収益率の推移】

期間		収益率（％）
第1期決算期間	（平成20年10月１日～平成21年９月30日）	20.5

（注）収益率とは、各計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（第1期計算期間は設定時1円）を控除した額を前計算期間末の基準価額（第1期計算期間は設定時1円）で除して得た数に100を乗じて得た率です。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年10月1日 「ひふみ投信」の信託契約締結、設定・運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1)申込期間

平成21年12月21日から平成22年12月24日まで。

原則として、毎営業日にお申込みいただけます。なお、お申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(2)申込取扱場所

「ひふみ投信」の受益権は、次のお申込取扱場所において、取得お申込みの取扱いをいたします。

< 申込取扱場所 >

名称	レオス・キャピタルワークス株式会社 コミュニケーション・センター
所在地	〒100-6227 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
電話番号	03 - 6266 - 0123
営業時間	9時から17時
定休日	土曜日、日曜日、祝日および年末年始

レオス・キャピタルワークス株式会社は、「ひふみ投信」の運用を行なう「委託会社」とすると同時に、自らが発行した「ひふみ投信」の受益権を自ら募集する「販売会社」の機能も有しております。

(3)申込単位

お申込単位は、1万円以上1円単位とします（金額指定のみとさせていただきます。）。

お買付口数の計算で生ずる1口未満の端数は、切り上げます。

なお、収益分配金を再投資する場合については、1円単位とします。

(4)申込価額

お買付口数の計算に用いる受益権のお申込価額は、取得お申込日の翌営業日の基準価額とします。

「ひふみ投信」の基準価額については、(12)の照会先までお問い合わせ（お電話およびホームページ）ください。また、「ひふみ投信」の基準価額は、原則として、計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊に、1万口当りの価額で掲載されます。（日本経済新聞においては、「ひふみ」として略称で掲載されています。）

(5)申込方法

次の2種類のご購入方法があります。

「振込」購入・・・10,000円以上1円単位で「受益権を自ら募集する委託会社」の指定する銀行口座にお振込みいただくことによる購入方法です。なお、銀行への振込手数料は、お客様のご負担となります。

「定期定額引落とし」購入・・・お客様からお届けいただいた金融機関の口座から、10,000円以上1円単位

でお客様にあらかじめご指定いただいた金額を、毎月お引落しさせていただくことによる購入方法です。なお、お引落しに係る手数料のお客様のご負担は、ありません。

(6) 申込手数料

ありません。

(7) 申込受付日

原則として、お客様にお振込みいただいたお申込代金が、「受益権を自ら募集する委託会社」の指定する銀行口座に着金したことが確認できた日を申込受付日とします。お申込代金は、毎営業日の15時までにお振込みください。

(8) 取得申込者との間に締結する契約

「ひふみ投信」の受益権の取得お申込者には、「受益権を自ら募集する委託会社」との間で、「総合取引約款」に基づく「総合取引に関する契約」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」に基づく「投資信託受益権振替決済口座管理契約」、「収益分配金再投資取扱い規定」に基づく「収益分配金再投資契約」および「金銭の振込先の指定についての規定」に基づく「金銭の振込先の指定契約」を締結していただきます。また、お客様のお取引に応じて、「定期定額引落し取扱い規定」に基づく「定期定額引落し契約」ならびに「特定口座約款」に基づく「特定口座契約」の締結が必要になる場合があります。

(9) クーリング・オフ非適用

「ひふみ投信」のお取引において、「書面による契約の解除」（クーリング・オフ）の適用は、ありません。

(10) 申込の受付中止および取消

金融商品取引所等における取引停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、「受益権を自ら募集する委託会社」の判断で「ひふみ投信」の受益権の取得お申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得お申込みの受付を取り消す場合があります。

(11) 振替機関等の口座の提示等

「ひふみ投信」の受益権の取得お申込者は、「受益権を自ら募集する委託会社」に、取得お申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された「ひふみ投信」の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得お申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、「受益権を自ら募集する委託会社」は、当該取得お申込みの代金のお支払いと引換えに、当該口座に当該取得お申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。「受益権を自ら募集する委託会社」は、当初設定および追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、「受益権を自ら募集する委託会社」から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、当初設定については設定日（平成20年10月1日）に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(12) 問い合わせ先

「ひふみ投信」の申込（販売）手続等についてご不明の点がおありの場合には、次の照会先までお問い合わせください。

照会先	レオス・キャピタルワークス株式会社 コミュニケーション・センター 03 - 6266 - 0123 営業日の9時～17時 ホームページアドレス http://www.rheos.jp/
-----	---

2【換金（解約）手続等】

(1)換金の申込み

「ひふみ投信」のお客様（受益者）は、「受益権を自ら募集する委託会社」に対し、その毎営業日に、受益権の換金のお申込みをすることができます。

(2)換金方法

解約（一部解約の実行請求）制度により、ご換金いただけます。「買取請求」のお取扱いはございません。

(3)換金取扱期間と受付時間

換金のお申込受付時間については、毎営業日の9時から15時までとします（解約請求を受け付けた日を「解約請求受付日」といいます。）。なお、解約請求につきましては、お電話による受付のみとなります（後日、ホームページでの受付にも対応する予定です。）。

受付時間を過ぎてからの換金お申込みは、翌営業日のお取り扱いとなります。

(4)大口換金の制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、「ひふみ投信」の残高、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により換金（一部解約）の金額に制限を設ける場合や換金のご請求（一部解約の実行の請求）の受付時間に制限を設ける場合があります。

(5)換金の請求単位等

お客様（受益者）には、「受益権を自ら募集する委託会社」に、1円以上1円単位の「金額指定」および1口以上1口単位の「口数指定」、または「全額換金」のご指示をもって、換金のご請求をいただきます（「金額指定」の場合、計算時に口座残高がご請求金額に満たない場合には、自動的に「全額換金」として処理されます。）。

(6)解約価額

換金口数（一部解約口数）の計算には、原則として、換金お申込受付日の翌営業日の基準価額を用い、解約口数の計算で生ずる1口未満の端数は、切り捨てます。

なお、税金についての詳細は、4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い をご欄ください。

「ひふみ投信」の基準価額は、(10)の照会先（「受益権を自ら募集する委託会社」）にお問い合わせ（お電話およびホームページ）ください。また、「ひふみ投信」の基準価額は、原則として、計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊に、1万口当りの価額で掲載されます（日本経済新聞においては、「ひふみ」として略称で掲載されています。）。

(7)信託財産留保額

ありません。

(8)受渡方法

換金代金は、解約請求受付日から起算して5営業日目にお客様にお届けいただいている金融機関の口座への振込みによりお支払いします。受益権のお引渡しは、振替口座が開設されている振替機関に対して、「受益権を自ら募集する委託会社」が当該換金受益権を抹消する申請をすることにより行なうものとします。振替機関は、社振法の規定にしたがい、当該口数の減少の記載の記載を行ないます。

(9)換金の受付中止および取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で換金のご請求（一部解約の実行の請求）の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金のご請求（一部解約の実行の請求）の受け付けを取り消す場合があります。

また、換金のご請求（一部解約の実行の請求）の受付が中止された場合には、お客様（受益者）は、当該受付中止以前に行なった当日の換金のご請求（一部解約の実行の請求）を撤回できます。ただし、お客様（受益者）がその換金のご請求（一部解約の実行の請求）を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のご請求（一部解約の実行の請求）を受け付けたものとします。換金のご請求（一部解約の実行の請求）をされるお客様（受益者）は、その口座が開設されている振替機関等に対してそのお客様（受益者）のご請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(10) 問い合わせ先

「ひふみ投信」の換金（解約）手続等についてご不明の点がおありの場合には、次の照会先までお問い合わせください。

照会先	レオス・キャピタルワークス株式会社 コミュニケーション・センター 03 - 6266 - 0123 営業日の9時～17時 ホームページアドレス http://www.rheos.jp/
-----	--

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価します。

「ひふみ投信」の主な投資対象の評価方法は、次のとおりです。

国内株式：原則として、基準価額計算日における金融商品取引所の最終相場で評価します。

海外株式：原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

外国為替取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、原則として、委託会社で毎営業日に計算しております。

「ひふみ投信」の基準価額については、次の照会先へのお問い合わせ（お電話およびホームページ）により、ご確認いただけます。また、「ひふみ投信」の基準価額は、原則として、計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊に、1万口当りの価額で掲載されます（日本経済新聞においては、「ひふみ」として略称で掲載さ

れています。）。

照会先	レオス・キャピタルワークス株式会社 コミュニケーション・センター 03 - 6266 - 0123 営業日の9時～17時 ホームページアドレス http://www.rheos.jp/
-----	--

追加信託金

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

（２）【保管】

「ひふみ投信」の受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項は、ありません。

（３）【信託期間】

「ひふみ投信」の信託期間は、証券投資信託契約締結日（平成20年10月1日）から無期限ですが、下記（５）の規定に該当する場合には、それぞれの規定に基づく信託終了の日までとします。

（４）【計算期間】

原則として、毎年10月1日から翌年9月30日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

信託の終了

イ、委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

信託契約の一部解約により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合

この信託契約を解約することがお客様（受益者）のため有利であると認めるとき、もしくはその他やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、上記にしたがい信託を終了させる場合には、次の手続により行ないます。

？委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該書面決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れているお客様（受益者）に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

？前記？の書面決議において、お客様（受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。））は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れているお客様（受益者）が議決権を行使しないときは、当該知れているお客様（受益者）は、書面決議について賛成するものとみなします。

？前記？の書面決議は、議決権を行使することができるお客様（受益者）の半数以上であって、当該お

客様（受益者）の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行ないます。

前記からまでの規定は、次に掲げる場合には、適用しません。

信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記からまでの規定による信託契約の解約の行なうことが困難な場合

委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべてのお客様（受益者）が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

ロ．委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社は、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ハ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「 信託約款の変更」の八の書面決議に反対のお客様（受益者）の議決権の数が3分の2を超えるとときに該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において、存続します。

ニ．受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

イ．委託会社は、お客様（受益者）の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は、「 信託約款の変更」に定める方法以外の方法によって変更することができないものとします。

ロ．委託会社は、前項の事項について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託約款の変更の理由などの事項を定め、当該書面決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れているお客様（受益者）に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

ハ．前項の書面決議において、お客様（受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。））は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。

なお、知れているお客様（受益者）が議決権を行行使しないときは、当該知れているお客様（受益者）は、書面決議について賛成するものとみなします。

ニ．上記ロの書面決議は、議決権を行行使することができるお客様（受益者）の半数以上であって、当該お客様（受益者）の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行ないます。

ホ．上記ハおよびニの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべてのお客様（受益者）が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ロからニまでの規定による手続を行なうことが困難な場合についても同様とします。

運用報告書等の作成

委託会社は、「ひふみ投信」の毎計算期間の末日および償還時に、期中の運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知れているお客様（受益者）に対して交付します。

信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社またはお客様（受益者）は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

ロ．委託会社が新受託会社を選任することができないときは、委託会社は、信託契約を解約し、「ひふみ投信」を償還させます。

公告

委託会社がお客様（受益者）に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約の業務を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により、事業の全部または一部を承継させることがあります。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次のとおりです。

収益分配金に対する請求権

イ．お客様（受益者）は、持分（受益権口数）に応じて、委託会社が支払いを決定した収益分配金を請求する権利を有します。

ロ．収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）の翌営業日に、「収益分配金再投資契約」に基づいて、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、毎計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

ハ．原則として、収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客様（受益者）（当該収益分配金に係る計算期間終了日（決算日）以前において一部解約が行なわれた受益権に係るお客様（受益者）を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間終了日（決算日）以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため「受益権を自ら募集する委託会社」の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者として、）に支払われ、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

イ．お客様（受益者）は、持分（受益権口数）に応じて、償還金を請求する権利を有します。

ロ．償還金のお支払いは、委託会社において、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客様（受益者）（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係るお客様（受益者）を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため「受益権を自ら募集する委託会社」の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者として、）に、原則として、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。

ハ．お客様（受益者）が償還金について、支払開始日から10年間その支払いのご請求をされないと権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金(解約)請求権

イ．お客様（受益者）は、自己の有する受益権について、換金をご請求になる権利（一部解約実行請求権）を有します。

ロ．一部解約実行請求をなさるお客様（受益者）は、その口座が開設されている振替機関等に対してそのお客様（受益者）のご請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

ハ．一部解約金は、お客様（受益者）の換金のご請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目からお客様（受益者）にお支払いします。

繰上償還および重大な約款変更に関する書面決議権

お客様（受益者）は、「ひふみ投信」が繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、お持ちの受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約（前述の「1「資産管理等の概要」(5)「その他」 信託の終了」）または信託約款の変更（前述の「1「資産管理等の概要」(5)「その他」 信託約款の変更」）を行なう場合には、書面決議において、当該解約または重大な約款変更等に反対されたお客様（受益者）は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨をご請求になることができます。この買取請求の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「1「資産管理等の概要」(5)「その他」 信託の終了」イ．?または「1「資産管理等の概要」(5)「その他」 信託約款の変更」ロ．に規定する書面に付記します。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

お客様（受益者）は、委託会社に対し、そのお客様（受益者）に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。ただし、次に掲げる事項の開示請求を行なうことはできません。

イ．他のお客様（受益者）の氏名または名称および住所

ロ．他のお客様（受益者）が有する受益権の内容

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】
 【ひふみ投信】
 （１）【貸借対照表】

（単位：円）

第 1 期 (平成21年 9 月30日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	208,010,542
株式	226,118,300
未収配当金	1,031,400
未収利息	284
流動資産合計	435,160,526
資産合計	435,160,526
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	140,099
未払委託者報酬	1,576,066
その他未払費用	14,405
流動負債合計	1,730,570
負債合計	1,730,570
純資産の部	
元本等	
元本	¹ 359,767,041
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	73,662,915
（分配準備積立金）	37,193,932
元本等合計	433,429,956
純資産合計	² 433,429,956
負債純資産合計	435,160,526

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

		第 1 期
		自 平成20年10月 1 日
		至 平成21年 9 月30日
営業収益		
受取配当金		3,127,855
受取利息		71,480
有価証券売買等損益		58,319,969
その他収益		87
営業収益合計		61,519,391
営業費用		
受託者報酬		232,456
委託者報酬		2,615,030
その他費用		14,405
営業費用合計		2,861,891
営業利益		58,657,500
経常利益		58,657,500
当期純利益		58,657,500
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		21,463,568
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		39,400,084
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		39,400,084
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,931,101
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,931,101
分配金		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		73,662,915

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第 1 期 自 平成20年10月 1 日 至 平成21年 9 月30日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額、外貨建証券等の場合は計算日において知りうる直近の日の最終相場）、または第一種金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2．収益及び費用の計上基準	受取配当金 予想配当金の全額を権利確定日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第 1 期 (平成21年 9 月30日現在)	
1．当該計算期間の末日における受益権の総数	359,767,041口
2．当該計算期間の末日における 1 単位当りの純資産の額	1 口当りの純資産額 1.2048円 (10,000口当りの純資産額 12,048円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 1 期 自 平成20年10月 1 日 至 平成21年 9 月30日		
1．分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	2,222,063円

費用控除後・繰越欠損金補填後の		
有価証券売買等損益額	B	34,971,869円
収益調整金額	C	36,468,983円
分配準備積立金額	D	- 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	73,662,915円
当ファンドの期末残存口数	F	359,767,041円
10,000口当り収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	2,047円
10,000口当り分配金額	H	- 円
収益分配金額	$I=F*H/10,000$	- 円

（関連当事者との取引に関する注記）

第 1 期
自 平成20年10月 1 日
至 平成21年 9 月30日
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第 1 期
自 平成20年10月 1 日
至 平成21年 9 月30日
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第１期 (平成21年９月30日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況	
設定元本額	150,305,000円
期中追加設定元本額	339,018,197円
期中一部解約元本額	129,556,156円

２．有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当計算期間の損益に含まれた評価差額

第１期（自 平成20年10月１日 至 平成21年９月30日）

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	226,118,300	30,905,257
合計	226,118,300	30,905,257

３．デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

１．有価証券明細表

株式

種類	通貨	銘柄名	数量 (株)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	備考
株式	日本円	ツムラ	4,700	3,240	15,228,000	
		第一三共	6,100	1,853	11,303,300	
		大幸薬品	600	3,960	2,376,000	
		ヒラノテクシード	1,000	1,091	1,091,000	
		井上金属	11,000	450	4,950,000	
		日本電産	100	7,290	729,000	
		ピジョン	200	3,570	714,000	
		ワークスアプリケーションズ	50	61,600	3,080,000	
		ソフトバンク	400	1,973	789,200	

種類	通貨	銘柄名	数量 (株)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	備考
		タビオ	22,800	895	20,406,000	
		サンリオ	100	758	75,800	
		アスクル	9,800	1,950	19,110,000	
		ワタミ	7,900	1,888	14,915,200	
		ゼンショー	18,100	623	11,276,300	
		サイゼリヤ	5,300	1,638	8,681,400	
		ヤマダ電機	2,620	6,080	15,929,600	
		ニトリ	3,100	7,650	23,715,000	
		ファーストリテイリング	1,600	11,360	18,176,000	
		スルガ銀行	1,000	849	849,000	
		ゴールドクレスト	100	2,715	271,500	
		リロ・ホールディング	700	1,280	896,000	
		アコーディア・ゴルフ	11	84,800	932,800	
		スタジオアリス	13,200	949	12,526,800	
		ソネット・エムスリー	33	315,000	10,395,000	
		カルチュア・コンビニエンス・クラブ	9,900	584	5,781,600	
		総合メディカル	8,600	2,355	20,253,000	
		エイチ・アイ・エス	900	1,852	1,666,800	
	計	銘柄数：27			226,118,300	
		組入時価比率：52.2%			100.0%	
	合計				226,118,300	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2．有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成21年10月30日現在）

資産総額	448,112,824円
負債総額	7,532,838円
純資産総額（ - ）	440,579,986円
発行済口数	362,391,481口
1口当り純資産額（ / ）	1.2158円

第5【設定及び解約の実績】

期間		設定数量（口）	解約数量（口）
第1計算期間	（平成20年10月1日～平成21年9月30日）	489,323,197	129,556,156

（注）第1期計算期間の設定数量は、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成21年10月31日現在）

資本金の額	100,000千円
会社が発行する株式総数	100,000株
発行済株式総数	1,952株

最近5年間における資本金の額の増減：

平成17年6月29日	資本金	50,000,000円に増資
平成17年9月2日	資本金	67,150,000円に増資
平成18年10月26日	資本金	170,050,000円に増資
平成20年2月29日	資本金	225,050,000円に増資
平成20年3月26日	資本金	250,050,000円に増資
平成20年6月5日	資本金	260,050,000円に増資
平成20年7月31日	資本金	260,092,500円に増資
平成21年2月5日	資本金	314,457,500円に増資
平成21年3月19日	資本金	465,107,500円に増資
平成21年8月1日	資本金	100,000,000円に減資

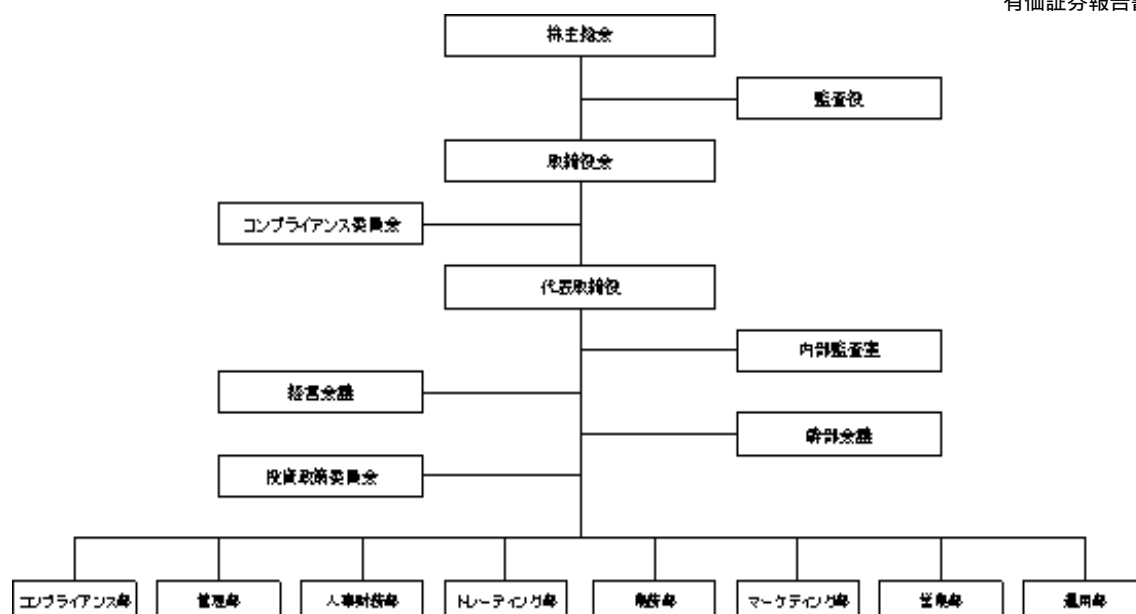
(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

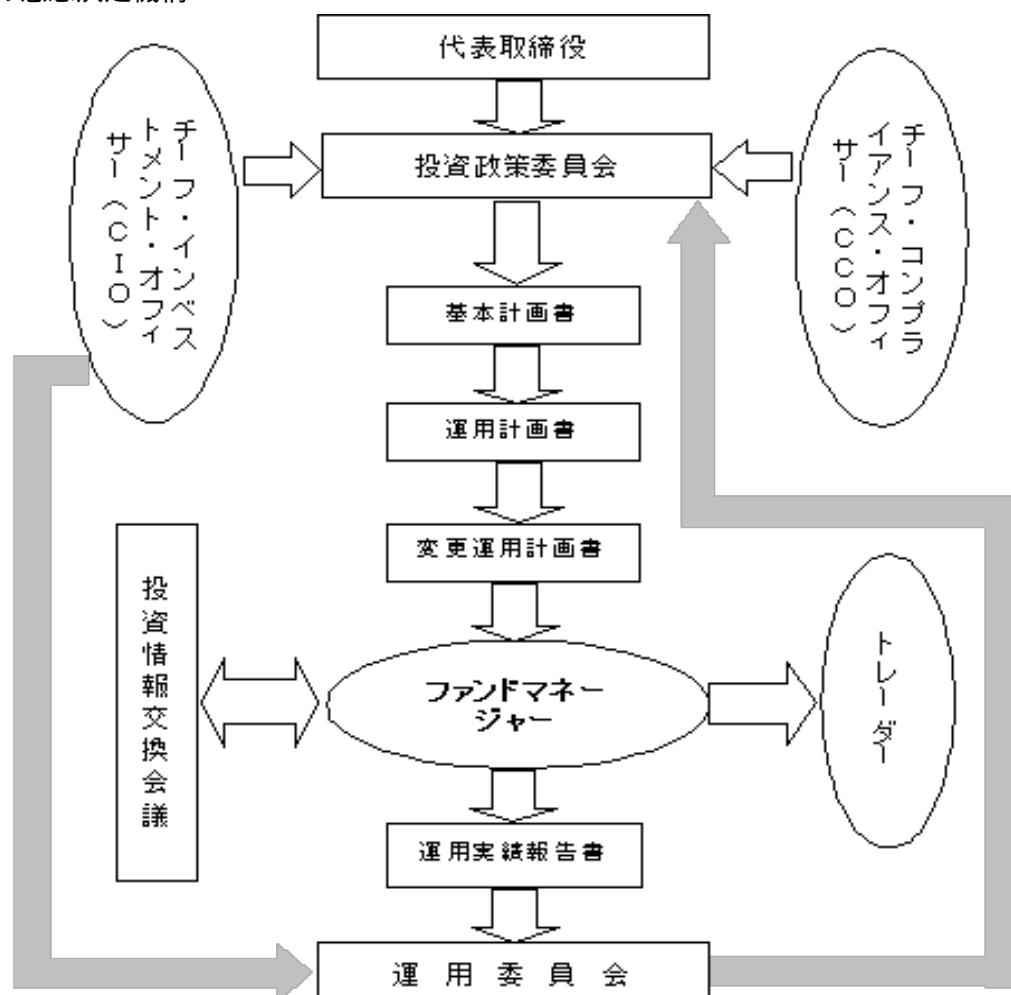
当社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役若干名を定めます。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい、業務を執行します。

組織図



運用の意思決定機構



< 代表取締役 >

- ・投資政策委員会の委員長として、「基本計画書」、「運用計画書」、分配政策等を決定します。

< チーフ・インベストメント・オフィサー（CIO） >

- ・運用委員会の委員長となり、主として、「ひふみ投信」運用にかかわる組織運営、ファンドマネージャーの任命・変更および基本的な運用方針の決定、運用状況の把握等を行ないます。

< 投資政策委員会 >

- ・代表取締役、取締役、チーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）、チーフ・コンプライアンス

・オフィサー（ＣＣＯ）、運用部長、コンプライアンス部長、管理部長、マーケティング部長等がメンバーとなり、原則として、毎月１回会議を開催します。

- ・「基本計画書」、投資環境の分析、市場動向の見通し等をふまえて、原則として、毎月作成する「運用計画書」等を審議・決定するほか、運用実績や運用リスクの調査分析を行ないます。
- ・コンプライアンスの観点から計画書の検証も行なわれます。

<ファンドマネージャー>

- ・「基本計画書」、「運用計画書」を策定し、投資政策委員会へ提出します。
- ・投資政策委員会において決定された「基本計画書」、「運用計画書」にしたがって運用を行ない、運用実績について「運用実績報告書」を作成し、運用委員会に提出します。

<運用委員会>

- ・チーフ・インベストメント・オフィサー（ＣＩＯ）、運用部長、ファンドマネージャーがメンバーになり、原則として、毎週会議を開催します。
- ・ファンドマネージャーが作成した「運用実績報告書」に基づき、運用状況をチェックします。
- ・ファンドの運用実績および運用リスクの調査・分析等ならびに投資助言業務に係る助言方針と助言状況等をチェックします。

<投資情報交換会議>

- ・チーフ・インベストメント・オフィサー（ＣＩＯ）、運用部長、ファンドマネージャー、運用部員等がメンバーとなり、原則として、週１回以上会議を開催します。
- ・信託財産の運用にかかわるあらゆる事項（社会・経済、政治、企業、海外動向等）について討議し、情報を交換します。ファンドマネージャーは、その討議内容を参考にして運用します。

<チーフ・コンプライアンス・オフィサー（ＣＣＯ）>

- ・コンプライアンス面から、当社の運用業務およびコンプライアンス部の統括を行ないます。
- ・コンプライアンス部長とともに投資政策委員会に出席し、審議内容についてチェックします。
- ・コンプライアンス部の報告等に基づき、必要に応じて運用にかかわる業務改善を指示・命令します。

<トレーダー>

- ・トレーダーは、ファンドマネージャーからファンドに係る有価証券等の売買等の依頼を受け、取引を実行します。
- ・トレーダーには、法令諸規則に則り、コンプライアンスに配慮して、発注業務等を行なうことが社内規程で義務付けられています。

当社は、信託財産の適正な運用の確保および受益者との利益相反の防止等を目的として、各種社内諸規程を設けております。

「ひふみ投信」の運用体制等は、平成21年10月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託の運用指図（投資運用業）および受益権の直接募集業務を行ないます。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務（投資運用業）および投資助言業務等を行なっています。

平成21年10月30日現在、当社は下記のとおり、投資信託の運用を行なっています。

商品分類	本数	純資産（百万円）
追加型株式投資信託	3	1,950

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるレオス・キャピタルワークス株式会社(以下「委託会社」という)の前事業年度の財務諸表は、改正前の「財務諸表等の用語様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成しております。また、当事業年度の財務諸表は改正後の財務諸表等規則ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成しております。
- (2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 委託会社の前事業年度及び当事業年度の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、東陽監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 （平成20年3月31日）			当事業年度 （平成21年3月31日）		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 （％）	金額（千円）		構成比 （％）
（資産の部）							
流動資産							
１．現金及び預金			163,732			398,398	
２．有価証券			112,767			22,030	
３．営業投資有価証券			86,225			7,869	
４．前払費用			1,852			664	
５．未収委託者報酬			2,566			2,869	
６．未収収益			32,434			-	
７．未収投資顧問報酬			-			23,906	
８．未収消費税			2,215			183	
９．その他			5			379	
流動資産合計			401,799	90.7		456,301	98.2
固定資産							
（１）有形固定資産							
１．建物		4,849			-		
減価償却累計額		2,125	2,723		-	-	
２．工具、器具及び備品		10,920			-		
減価償却累計額		3,290	7,630		-	-	
有形固定資産合計			10,353	2.3		-	
（２）無形固定資産							
１．ソフトウェア			375			-	
無形固定資産合計			375	0.1		-	
（３）投資その他の資産							
１．投資有価証券			16,270			4,370	
２．長期貸付金			3,403			-	
３．差入保証金			5,200			-	
４．長期前払費用			5,246			4,086	
５．その他			585			-	
投資その他の資産合計			30,705	6.9		8,457	1.8
固定資産合計			41,435	9.3		8,457	1.8
資産合計			443,234	100.0		464,758	100.0

		前事業年度 (平成20年3月31日)			当事業年度 (平成21年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1.短期借入金			26,000			26,000	
2.一年内返済予定の長期 借入金			25,352			24,000	
3.預り金			3,171			2,163	
4.未払費用			10,126			9,466	
5.未払法人税等			991			1,495	
6.前受収益			1,810			1,811	
7.賞与引当金			5,190			5,407	
流動負債合計			72,643	16.4		70,343	15.1
固定負債							
1.長期借入金			38,000			14,000	
2.繰延税金負債			327			-	
固定負債合計			38,327	8.6		14,000	3.0
負債合計			110,970	25.0		84,343	18.1
(純資産の部)							
株主資本							
1.資本金			250,050	56.4		465,107	100.1
2.資本剰余金							
資本準備金		200,050			415,107		
資本剰余金合計			200,050	45.2		415,107	89.3
3.利益剰余金							
利益準備金		1,345			1,345		
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		119,651			500,723		
利益剰余金合計			118,305	26.7		499,377	107.4
株主資本合計			331,794	74.9		380,837	
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			469	0.1		422	0.1
評価・換算差額等合計			469	0.1		422	0.1
純資産合計			332,263	75.0		380,414	81.9
負債純資産合計			443,234	100.0		464,758	100.0

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比 （％）	金額（千円）		百分比 （％）
営業収益							
１．委託者報酬		2,444			13,326		
２．投資顧問報酬		-			156,763		
３．その他営業収益		169,443			57,920		
営業収益計			171,887	100.0		228,009	100.0
売上原価			-			76,000	
売上総利益			171,887	100.0		152,009	66.7
営業費用							
１．調査費			14,793			23,437	
２．支払手数料			758			3,833	
３．営業雑経費			3,609			8,384	
通信費		2,045			3,704		
諸会費		1,153			1,092		
その他		410			3,587		
営業費用計			19,160	11.2		35,656	15.6
一般管理費							
１．給料			211,080			251,163	
役員報酬	1	63,724			37,912		
給料・手当		122,752			185,362		
賞与		19,413			22,481		
賞与引当金繰入		5,190			5,407		
２．交際費			2,784			2,506	
３．旅費交通費			14,491			12,132	
４．租税公課			2,116			3,926	
５．不動産賃借料			15,120			18,100	
６．固定資産減価償却費			3,505			6,109	
７．諸経費			65,828			81,627	
一般管理費計			314,926	183.2		375,566	164.7
営業損失（ ）			162,199	94.4		259,212	113.7

		前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比 （％）	金額（千円）		百分比 （％）
営業外収益							
１．受取利息			251			217	
２．受取配当金			360			201	
３．有価証券売却益			6,912			-	
４．有価証券評価益			28,619			-	
５．為替差益			-			176	
６．その他			173			884	
営業外収益計			36,316	21.1		1,480	0.6
営業外費用							
１．支払利息			2,628			2,273	
２．有価証券評価損			-			90,737	
３．投資事業有限責任組合 運用損失			421			680	
４．その他			-			2,604	
営業外費用計			3,050	1.7		96,295	42.2
経常損失（ ）			128,933	75.0		354,027	155.3
特別損失							
１．営業投資有価証券評価 損			17,524			2,455	
２．投資有価証券売却損			-			1,478	
３．減損損失	2		-			15,777	
４．経営改革費	3		-			7,043	
特別損失計			17,527	10.2		26,754	11.7
税引前当期純損失 （ ）			146,457	85.2		380,782	167.0
法人税、住民税及び事業 税		290			290		
法人税等調整額		-	290		-	290	
当期純損失（ ）			146,747	85.4		381,072	167.1

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰 余金	利益剰余金合 計	
					繰越利益剰余 金		
平成19年3月31日残高（千円）	170,050	120,050	120,050	1,345	27,096	28,442	318,542
事業年度中の変動額							
新株の発行	80,000	80,000	80,000				160,000
当期純損失					146,747	146,747	146,747
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計（千円）	80,000	80,000	80,000		146,747	146,747	13,252
平成20年3月31日残高（千円）	250,050	200,050	200,050	1,345	119,651	118,305	331,794

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
平成19年3月31日残高（千円）	1,523	1,523	320,065
事業年度中の変動額			
新株の発行			160,000
当期純損失			146,747
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額（純額）	1,053	1,053	1,053
事業年度中の変動額合計（千円）	1,053	1,053	12,198
平成20年3月31日残高（千円）	469	469	332,263

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰 余金	利益剰余金合 計	
					繰越利益剰余 金		
平成20年3月31日残高（千円）	250,050	200,050	200,050	1,345	119,651	118,305	331,794
事業年度中の変動額							
新株の発行	215,057	215,057	215,057				430,115
当期純損失					381,072	381,072	381,072
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計（千円）	215,057	215,057	215,057		381,072	381,072	49,042
平成21年3月31日残高（千円）	465,107	415,107	415,107	1,345	500,723	499,377	380,837

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
平成20年3月31日残高（千円）	469	469	332,263
事業年度中の変動額			
新株の発行			430,115
当期純損失			381,072
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額（純額）	891	891	891
事業年度中の変動額合計（千円）	891	891	48,150
平成21年3月31日残高（千円）	422	422	380,414

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	売買目的有価証券 決算日の市場価格等に基づく時価法 (売却原価は、移動平均法により算定しております。) その他有価証券(営業投資有価証券を含む。) 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法	売買目的有価証券 同左 その他有価証券(営業投資有価証券を含む) 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 主な耐用年数は、次のとおりです。 建 物 15～18年 工具、器具および備品 4～15 年 (2) 無形固定資産 ソフトウェア 定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。 主な耐用年数は、次のとおりです。 建 物 15～18年 工具、器具および備品 4～15 年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) ソフトウェア 定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。	同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(減価償却の方法の変更に関する会計基準) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる影響は、軽微であります。	(リース資産) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。 これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失の影響額はございません。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
-----	(貸借対照表) 前期において、「未収収益」と表示されていたものは、その内容を明瞭に表示するため「未収投資顧問報酬」と表示することとしました。 (損益計算書) 前期まで営業収益の「その他営業収益」として掲記されていたものは、その内容を明瞭に表示するため、当期より「投資顧問報酬」と「その他営業収益」に区分掲記しております。 なお、前期における「投資顧問報酬」は、169,443千円であります。

注記事項

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)												
1. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 3 億円 監査役 年額 5 千万円	1. 役員報酬の範囲額 同左 2. 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th><th>減損損失 (千円)</th></tr><tr><td rowspan="3">本社</td><td rowspan="3">事業用資産</td><td>建物付属設備</td><td>4,569</td></tr><tr><td>工具器具備品</td><td>7,516</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>3,690</td></tr></table> 経営環境の著しい悪化により、営業利益がマイナスであるため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。 3. 経営改革費 当事業年度において、割増し退職金を経営改革費として特別損失に計上いたしました。	場所	用途	種類	減損損失 (千円)	本社	事業用資産	建物付属設備	4,569	工具器具備品	7,516	ソフトウェア	3,690
場所	用途	種類	減損損失 (千円)										
本社	事業用資産	建物付属設備	4,569										
		工具器具備品	7,516										
		ソフトウェア	3,690										

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	前事業年度（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度（株）
普通株式	7,000	640	-	7,640

（変動事項の概要）普通株式の発行済株式の増加は、募集株式の発行640株によるものであります。

2. 配当に関する事項

該当事項は、ありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	前事業年度（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度（株）
普通株式	7,640	31,414	-	39,054

（変動事項の概要）普通株式の発行済株式の増加は、募集株式の発行31,380株及び新株予約権行使による株式の発行34株によるものであります。

2. 配当に関する事項

該当事項は、ありません。

（リース取引関係）

該当事項は、ありません。

（有価証券関係）

前事業年度（平成20年3月31日）

1．売買目的有価証券

貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（千円）
112,767	28,619

2．その他有価証券で時価のあるもの

	種 類	当事業年度 （平成20年3月31日）		
		取得原価 （千円）	貸借対照表計上 額（千円）	差 額 （千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の	(1) 株式	150	861	711
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	11,000	11,104	104
	小計	11,150	11,965	815
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	108	97	10
	小計	108	97	10
合計		11,257	12,063	805

3．時価評価されていない主な有価証券の内容

	当事業年度 （平成20年3月31日）
	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
非上場株式	86,225
投資事業有限責任組合への出資	4,206
合計	90,432

（注）当事業年度において、時価評価されていない主な有価証券のうち、非上場株式5銘柄につきましては、発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が著しく低下していると認められるため、17,524千円の減損処理を行なっております。

当事業年度（平成21年3月31日）

1．売買目的有価証券

貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（千円）
22,030	90,737

2．その他有価証券で時価のあるもの

	種 類	当事業年度 （平成21年3月31日）		
		取得原価 （千円）	貸借対照表計上 額（千円）	差 額 （千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	150	97	52
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	1,116	746	370
	小計	1,266	844	422
合計		1,266	844	422

3．当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	当事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
売却額（千円）	-	8,521
売却益の合計額（千円）	-	-
売却損の合計額（千円）	-	1,478

4．時価評価されていない主な有価証券の内容

	当事業年度 （平成21年3月31日）
	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
非上場株式	7,869
投資事業有限責任組合への出資	3,526
合計	11,395

（注）当事業年度において、時価評価されていない主な有価証券のうち、非上場株式1銘柄につきましては、発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が著しく低下していると認められるため、2,355千円の減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

該当事項は、ありません。

（退職給付関係）

該当事項は、ありません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

ストック・オプションの内容、規模およびその変動状況

（１）ストック・オプションの内容

付与決議年月日	平成17年 3 月31日	平成18年 3 月10日	平成19年 6 月20日
付与対象者の区分及び人数（注1.）	当社取締役 2 名 当社従業員 3 名 退職者 1 名	当社取締役 3 名 当社従業員 8 名 退職者 2 名	当社取締役 1 名 当社従業員 4 名 社外協力者 1 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注2.）	普通株式3,000株	普通株式860株	普通株式110株
付与日	平成17年3月31日	平成18年3月27日	平成19年 6 月29日
権利確定条件	権利行使時において当社または当社の関連会社の取締役または従業員の地位を保有するか、あるいは当社または当社の関連会社との間で顧問契約を締結していることを要する。	同左	権利行使時において当社または当社の関連会社の取締役または従業員の地位を保有するか、あるいは当社または当社の関連会社との間で顧問契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	-	-	定めなし
権利行使期間	平成18年7月1日から平成26年5月31日まで	平成19年7月1日から平成27年5月31日まで	付与日から2年を経過した日より8年間

（注）１．区分ごとの人数は、平成20年3月31日時点での職位、人数を記載しております。

２．株式数に換算して記載しております。なお、株式数は、当初の株式数に対してその後の株式分割等の影響を加味して、現在の株式数に換算した数値で記載しております。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当事業年度（平成20年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

ストック・オプションの数

付与決議年月日	平成17年 3 月31日	平成18年 3 月10日	平成19年 6 月20日
権利確定前（株）			
前事業年度末	-	860	-
付与	-	-	110
失効	-	-	-
権利確定	-	860	-
未確定残	-	-	110
権利確定後（株）			
前事業年度末	3,000	-	-
権利確定	-	860	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	3,000	860	-

単価情報

付与決議年月日	平成17年 3 月31日	平成18年 3 月10日	平成19年 6 月20日
権利行使価格（円）	2,500	2,500	147,000
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

ストック・オプションの内容、規模およびその変動状況

（１）ストック・オプションの内容

付与決議年月日	平成17年 3 月31日	平成18年 3 月10日	平成19年 6 月20日
付与対象者の区分及び人数（注1.）	当社取締役 1 名 当社従業員 3 名 退職者 2 名	当社取締役 1 名 当社従業員 6 名 退職者 6 名	当社従業員 2 名 社外協力者 1 名 退職者 3 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注2.）	普通株式3,000株	普通株式860株	普通株式110株
付与日	平成17年3月31日	平成18年3月27日	平成19年 6 月29日
権利確定条件	権利行使時において当社または当社の関連会社の取締役または従業員の地位を保有するか、あるいは当社または当社の関連会社との間で顧問契約を締結していることを要する。	同左	権利行使時において当社または当社の関連会社の取締役または従業員の地位を保有するか、あるいは当社または当社の関連会社との間で顧問契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	-	-	定めなし
権利行使期間	平成18年7月1日から平成26年5月31日まで	平成19年7月1日から平成27年5月31日まで	付与日から2年を経過した日より8年間

（注）1．区分ごとの人数は、平成21年3月31日時点での職位、人数を記載しております。

2．株式数に換算して記載しております。なお、株式数は、当初の株式数に対してその後の株式分割等の影響を加味して、現在の株式数に換算した数値で記載しております。

（２）ストック・オプションの規模およびその変動状況

当事業年度（平成21年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

ストック・オプションの数

付与決議年月日	平成17年 3 月31日	平成18年 3 月10日	平成19年 6 月20日
権利確定前（株）			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	110
失効	-	-	110
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後（株）			
前事業年度末	3,000	860	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	34	-
失効	3,000	826	-
未行使残	-	-	-

単価情報

付与決議年月日	平成17年 3 月31日	平成18年 3 月10日	平成19年 6 月20日
権利行使価格（円）	2,500	2,500	147,000
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																																														
1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr><td>未払事業税の否認</td><td>288千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金の損金算入超過額</td><td>2,133千円</td></tr> <tr><td>未払費用否認</td><td>245千円</td></tr> <tr><td>一括償却資産否認</td><td>837千円</td></tr> <tr><td>長期前払費用否認</td><td>328千円</td></tr> <tr><td>営業投資有価証券評価損否認</td><td>6,791千円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金認容</td><td><u>73,410千円</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>84,035千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>84,035千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>- 千円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr><td>其他有価証券評価差額金</td><td><u>327千円</u></td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>327千円</td></tr> </table> 繰延税金負債の純額 327千円	未払事業税の否認	288千円	賞与引当金の損金算入超過額	2,133千円	未払費用否認	245千円	一括償却資産否認	837千円	長期前払費用否認	328千円	営業投資有価証券評価損否認	6,791千円	繰越欠損金認容	<u>73,410千円</u>	繰延税金資産小計	84,035千円	評価性引当額	84,035千円	繰延税金資産合計	- 千円	其他有価証券評価差額金	<u>327千円</u>	繰延税金負債合計	327千円	1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr><td>未払事業税の否認</td><td>495千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金の損金算入超過額</td><td>2,222千円</td></tr> <tr><td>未払費用否認</td><td>266千円</td></tr> <tr><td>一括償却資産否認</td><td>773千円</td></tr> <tr><td>長期前払費用否認</td><td>164千円</td></tr> <tr><td>減損損失否認</td><td>6,484千円</td></tr> <tr><td>営業投資有価証券評価損否認</td><td>1,009千円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金認容</td><td><u>221,326千円</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>232,742千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>232,742千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>- 千円</td></tr> </table>	未払事業税の否認	495千円	賞与引当金の損金算入超過額	2,222千円	未払費用否認	266千円	一括償却資産否認	773千円	長期前払費用否認	164千円	減損損失否認	6,484千円	営業投資有価証券評価損否認	1,009千円	繰越欠損金認容	<u>221,326千円</u>	繰延税金資産小計	232,742千円	評価性引当額	232,742千円	繰延税金資産合計	- 千円
未払事業税の否認	288千円																																														
賞与引当金の損金算入超過額	2,133千円																																														
未払費用否認	245千円																																														
一括償却資産否認	837千円																																														
長期前払費用否認	328千円																																														
営業投資有価証券評価損否認	6,791千円																																														
繰越欠損金認容	<u>73,410千円</u>																																														
繰延税金資産小計	84,035千円																																														
評価性引当額	84,035千円																																														
繰延税金資産合計	- 千円																																														
其他有価証券評価差額金	<u>327千円</u>																																														
繰延税金負債合計	327千円																																														
未払事業税の否認	495千円																																														
賞与引当金の損金算入超過額	2,222千円																																														
未払費用否認	266千円																																														
一括償却資産否認	773千円																																														
長期前払費用否認	164千円																																														
減損損失否認	6,484千円																																														
営業投資有価証券評価損否認	1,009千円																																														
繰越欠損金認容	<u>221,326千円</u>																																														
繰延税金資産小計	232,742千円																																														
評価性引当額	232,742千円																																														
繰延税金資産合計	- 千円																																														
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失となったため、記載を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 同左																																														

（企業結合等関係）

該当事項は、ありません。

（持分法損益等）

該当事項は、ありません。

（関連当事者との取引）

該当事項は、ありません。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）		当事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	
1株当たり純資産額	43,490円03銭	1株当たり純資産額	9,740円73銭
1株当たり当期純損失金額	20,839円70銭	1株当たり当期純損失金額	38,891円48銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。		同左	

（注） 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	当事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
当期純利益（千円）	146,747	381,072
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
（うち利益処分による役員賞与金）	（ - ）	（ - ）
普通株式に係る当期純損失（千円）	146,747	381,072
期中平均株式数（株）	7,041.75	9,798.35
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 （新株予約権の目的となる株式 の数3,970株）	-----

（重要な後発事象）

前事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	当事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）												
平成19年12月26日開催の臨時株主総会決議により取締役会に委任された第三者割当による募集株式1,500株の発行について、平成20年5月19日開催の取締役会において80株の発行を決議し、平成20年6月5日に払込みが完了いたしました。この結果、資本金は260,050千円となっております。第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>発行新株式数</td><td>普通株式 80株</td></tr> <tr> <td>発行価額</td><td>250,000円</td></tr> <tr> <td>発行価額の総額</td><td>20,000,000円</td></tr> <tr> <td>資本組入れ額</td><td>10,000,000円</td></tr> <tr> <td>割当先および株式数</td><td>従業員 80株</td></tr> <tr> <td>資金の使途</td><td>営業用資金</td></tr> </table>	発行新株式数	普通株式 80株	発行価額	250,000円	発行価額の総額	20,000,000円	資本組入れ額	10,000,000円	割当先および株式数	従業員 80株	資金の使途	営業用資金	-----
発行新株式数	普通株式 80株												
発行価額	250,000円												
発行価額の総額	20,000,000円												
資本組入れ額	10,000,000円												
割当先および株式数	従業員 80株												
資金の使途	営業用資金												

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役、その他役員に類する役職にある者または使用人との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社および「ひふみ投信」に重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
住友信託銀行株式会社	287,537百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成21年3月末現在

(2)販売会社

該当事項は、ありません。

「ひふみ投信」の委託会社であるレオス・キャピタルワークス株式会社は、自己が発行した「ひふみ投信」の受益権を自ら募集する「販売会社」としての機能も兼ねています。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

「ひふみ投信」の受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

<再信託受託者の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金：51,000百万円（平成21年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項は、ありません。

(2)販売会社

該当事項は、ありません。

第3【参考情報】

当計算期間中において、「ひふみ投信」にかかる書類を以下のとおり提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成20年 8 月22日
有価証券届出書の訂正届出書	平成21年 6 月30日
半期報告書	平成21年 6 月30日

独立監査人の監査報告書

平成20年 8 月14日

レオス・キャピタルワークス株式会社

取締役会 御 中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 吉田 光一郎
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 野口 康夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレオス・キャピタルワークス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レオス・キャピタルワークス株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年12月 1 日

レオス・キャピタルワークス株式会社

取締役会 御 中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 吉田 光一郎 印
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 朝貝 省吾 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひふみ投信の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひふみ投信の平成21年9月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レオス・キャピタルワークス株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年 5 月26日

レオス・キャピタルワークス株式会社

取締役会 御 中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 吉田 光一郎 印
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 横倉 光男 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレオス・キャピタルワークス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レオス・キャピタルワークス株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。